

三木町税納付書等作成業務

事業者選定基準

令和7年10月

三木町

目 次

第 1	本書の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	事業者選定の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3	審査等の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 4	資格審査	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 5	提案審査	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 6	優先交渉権者の決定等	・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第1 本書の位置づけ

三木町税納付書等作成業務（以下「本業務」という。）の事業者の選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、本業務を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、応募者に配付する実施要領と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者の選定方式

本業務を実施する事業者には、本業務の各個別業務の効率的・効果的かつ安定的な運用を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び印刷等の業務に関するノウハウ等と本業務を実施するにあたっての経済性とを総合的に評価して選定することが必要である。

したがって、事業者の選定は、提案価格と併せて、三木町（以下「本町」という。）の示す仕様書との適合性や本町事務の運用上の妥当性等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、応募者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、応募者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

なお、資格審査は、参加表明による参加資格の有無の確認により行い、その結果は、提案審査における評価には反映させないこととする。

3 事業者の選定の体制

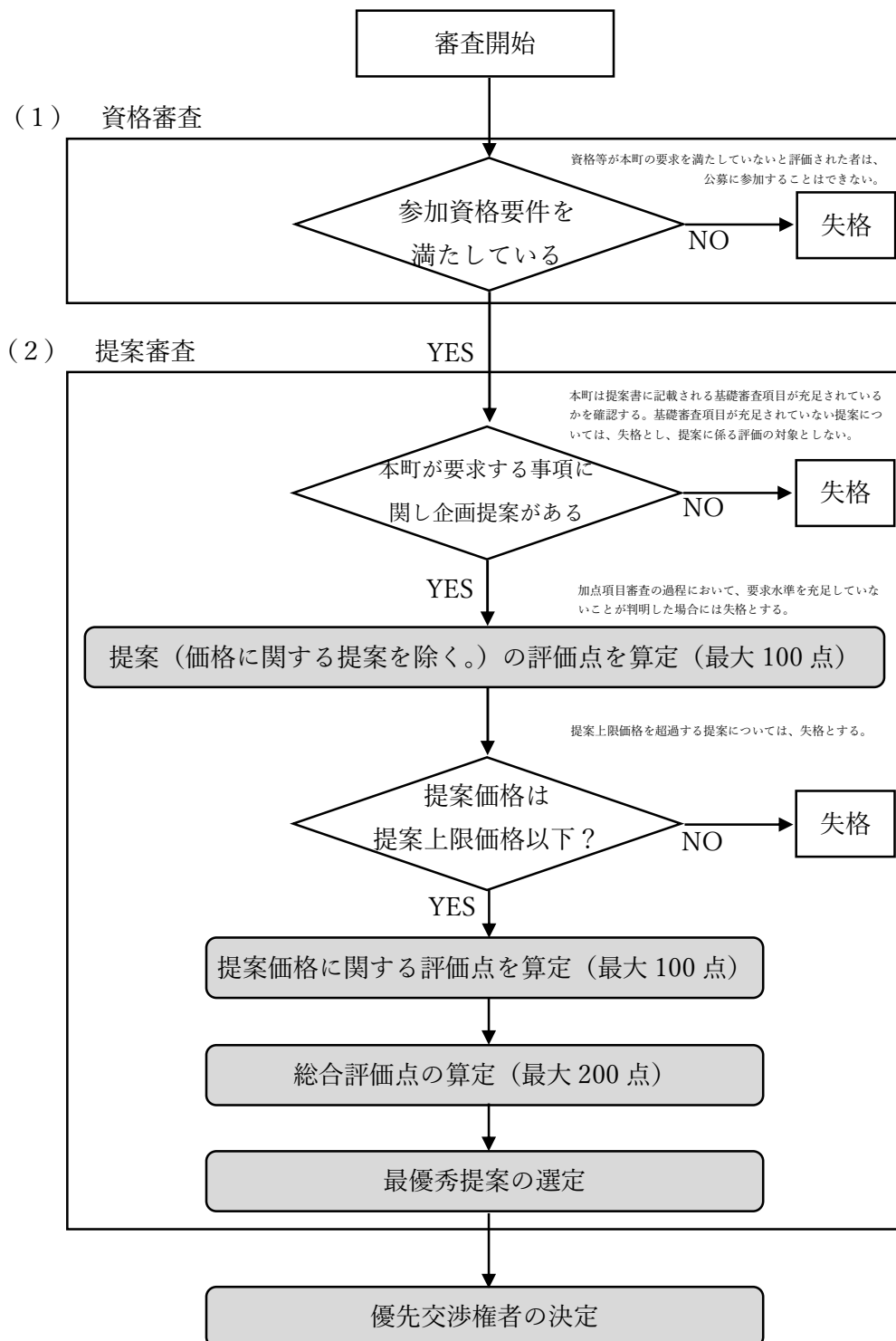
提案審査では、本町が設置した三木町税納付書等作成業務事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が応募者から提出された提案書（価格に関する提案を除く。）の内容に係る評価を行い、最優秀提案を選定する。

本町は、事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。事業者選定委員会の委員は、以下のとおりである。

NO	氏名	所属
1	佐々木 彰	総務課 副主幹
2	横山 賢一	税務課 主幹
3	橋本 和久	税務課 副主幹
4	西田 七恵	税務課 主任主事
5	住田 英実	住民健康課 係長
6	明石 満代	住民健康課 係長
7	林 紀志	福祉介護課 副主幹

第3 審査等の流れ

審査等の流れは、次のとおりとする



※ 優先交渉権者の決定後は、町と優先交渉権者で提案内容等に関する協議を行い、その結果に基づき、町は予定価格を算定し、優先交渉権者が提出する見積書の金額が予定価格以下の場合は、単価契約の締結に関する事務に着手する。

第4 資格審査

応募者が、募集要項に示す参加資格要件を満たしているかどうかを審査し、参加資格要件の不備があれば失格（参加資格がない）とする。

なお、この審査は、参加表明書を受理時に行い、その結果は、速やかに通知する。

第5 提案審査

1 基礎項目審査

本町は、応募者の提案内容が、本町が参考様式等で示す企画提案を要求する事項等（以下「要求事項」という。）を満たしているかを審査する。要求事項が含まれない企画提案を応募した者は、失格とする。

2 提案（価格に関する提案を除く。）に係る評価

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、事業者選定委員会において提案（価格に関する提案を除く。）に係る評価を行う。提案に係る評価は、応募者の提案内容について、下表に示す審査項目について評価基準に応じて得点を付与する。評価点は最大100点とし、その内訳は「別表 評価基準表」に示す。なお、この評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

その過程において、町が示す仕様等を満たしていないことが判明した場合には失格とする。また、提案に係る評価の点（合計点）が50点未満の場合、その提案は採用しないことがあることに留意すること。

【下表】

審査項目	配点	備考
①事業者の経営拠点、事業安定性等に関する事項	20	
②業務の実施体制に関する事項	20	
③事業者の業務実績に関する事項	20	
④セキュリティに関する事項	20	
⑤応募者独自の提案及びその他に関する審査	20	
合計	100	

【評価基準】

評価	評価水準	比率（点数＝配点×比率）
A	特に優れている	100%
B	より優れている（AとCの中間程度）	75%
C	優れている	50%
D	やや優れている（CとEの中間程度）	25%
E	優れている点はない	0%

3 価格に関する提案の評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大 100 点）については、価格提案書（様式 4-6 及び様式 4-7）に記載された提案価格で行うものとし、提案価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し、価格評価点の上限を 100 点とする。なお、提案上限価格は、4 3, 1 2 9 千円（消費税等相当額を除く。）とし、価格の提案額（様式 4-6 に記載する提案価格）が提案上限価格を超える場合は失格とする。

●価格評価点 = $100 \times (\text{最も低い提案価格の額} / \text{提案価格の額})$

※提案価格とは、様式 4-6 に記載する提案価格をいう。

4 最優秀提案の選定

提案に係る評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

総合評価点 = 提案に係る評価点（最大 100 点） + 価格評価点（最大 100 点）

第 6 優先交渉権者の決定等

1 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本町は、提案審査に基づいて事業者選定委員会により選定された最優秀提案を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、価格評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、本町が優先交渉権者と仕様等を確定させるための協議を行った結果、仕様等を確定するに至らなかった場合、又は、仕様等を確定し、見積りを徴した結果、予定価格を超える見積額となった場合には、次順位の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に 2 者以上と交渉することはない。

応募者が 1 者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。本町はこの結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2 選定結果の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者に通知するほか、本町ホームページで公表する。